

補助金等調書

(2-1)

番号	8	担当課名	経済政策課	補助開始年度	昭和47年度	
補助金等の名称	印西市中小企業資金融資利子補給金					
交付要綱等の名称	印西市中小企業資金融資条例					
	終了年限の有無 (無)・有 (平成 年度廃止予定)					
要綱に規定する交付対象者	市内に店舗、工場、事務所等を有する中小企業者 (法人及び個人)。					
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数		
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ()					
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)					
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額	
	歳入	市補助金	3,342,663	2,917,606	4,239,000	
		内訳	国庫補助金			
			県補助金			
			その他			
			一般財源	3,342,663	2,917,606	4,239,000
		会費				
		事業収入				
		その他				
		合計	3,342,663	2,917,606	4,239,000	
	歳出	人件費				
		事務費				
		事業費				
		その他	3,342,663	2,917,606	4,239,000	
		合計	3,342,663	2,917,606	4,239,000	
	翌年度繰越金					
	補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)	1 国補助 ・ 2 県補助 ・ (3) 単独 ・ 4 市単独上乗せ				
	市の中小企業資金融資を受けた者に対し、年利2%の利子補給する。					

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可) ① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。) 基本計画3-②-2「地域の生活を支える商工業の活性化」に該当。 金融機関を通じて中小企業者に対し事業に要する資金の融資を行い、市内中小企業の振興を図るため、利子の一部を補助金として交付するものです。 ② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。) 予算編成時に融資中50件分2,456,062円+新規融資見込み約1億1千万円分の2,000,000円=4,456,062円 ③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。) 予算額4,456,062円に対し、2,917,606円支出 利子補給件数 55件 ④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。 地元中小企業の経営基盤の安定化、強化を図るための支援として資金面のニーズにこたえる制度であり、産業振興、雇用の創出、税収の安定など、地域経済の活性化へ寄与するものです。 ⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。) 中小企業者にとって、資金調達が難しくなることが予想され、事業の経営、営業活動等において影響が出ることから、現時点では、終期設定はしていない。 ⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。 低金利の時代ではあるが、中小企業にとっては、依然厳しい経済情勢にあり、経営安定、合理化、近代化等を進めていくためには当該利子補給による支援は欠かせないものと考えていることから、引き続き継続していきます。 ⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。) 産業や観光の発展に寄与するもの 中小企業の支援を行うことで、地域の経済・産業の振興・雇用の促進に寄与する。
	担当課の判定 ☐ 拡大して継続 ☒ 現状維持で継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 整理統合 ☐ 廃止
	判定の理由 資金調達の円滑化、中小企業の振興を図っていく上で必要な利子補給制度と考えています。

近隣市類似補助金等の状況

補助金等名	印西市中小企業資金融資利子補給金
-------	------------------

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	1年以内 1.80% 1年超3年以内 1.80% 3年超5年以内 1.95% 5年超7年以内 2.10%	
佐倉市	年3.0%	または融資利率の1/2のいずれか低い方
四街道市	1年以内 1.00% 3年以内 1.10% 5年以内 1.15% 10年以内 1.30%	
八街市	融資利率の1/2	上限2%
富里市	貸付利率の年2.0%	
白井市	運転資金 1.5% 設備近代化資金 1.5% 公害防除資金 2.0% 独立開業育成資金 1.5% 特別小口事業資金 1.5%	
印西市	返済実績に応じ2.0%を補給	

30 2. 第5号様式

印西市中小企業資金融資利子補給金交付申請書

平成30年1月31日

印西市長 様

<申請者>

所在地

取扱金融機関名

印西市中小企業資金融資条例施行規則第9条の規定により、下記のとおり利子補給金の交付を申請いたします。

記

交付申請額計 597,214 円

(内訳)

平成29年度

融資決定者	融資決定額	期 (月/日~月/日)	間 日 数	交付申請額	備 考
	5,000,000円	1/1 ~ 12/31	365日	58,809円	/
	10,000,000円	1/1 ~ 12/31	365日	31,301円	/
	5,000,000円	1/1 ~ 12/11	345日	7,001円	/
	11,000,000円	1/1 ~ 12/31	365日	100,370円	/
	5,000,000円	1/1 ~ 12/31	365日	36,970円	/
	5,000,000円	1/1 ~ 12/31	365日	32,380円	/
	5,000,000円	1/1 ~ 6/26	177日	1,764円	/
	2,000,000円	1/1 ~ 12/31	365日	15,239円	/
	5,000,000円	1/1 ~ 12/31	365日	35,024円	/
	5,000,000円	1/1 ~ 12/5	339日	9,484円	/
	10,000,000円	1/1 ~ 9/25	268日	9,722円	/
	10,000,000円	1/1 ~ 11/27	331日	14,951円	/

送

印西經指令第 7 1 5 号

樣

印西市中小企業資金融資利子補給金確定通知書

平成30年1月31日付けで申請のありました印西市中小企業資金融資利子補給金について、下記のとおり確定したので、印西市中小企業資金融資条例施行規則第10条の規定により通知する。

平成30年2月6日

印西市長 板倉 正直

記

- 1 利子補給金交付決定額 金597,214円
- 2 交付の条件

印西市補助金等交付規則及び印西市中小企業資金融資条例並びに印西市中小企業資金融資条例施行規則を遵守すること。

なお、融資決定者への利子補給金の振り込みが完了したときは、速やかに別紙の印西市中小企業資金融資利子補給金振込完了報告書（第9号様式）を提出すること。

改正

昭和49年9月13日条例第21号

昭和54年3月26日条例第14号

昭和60年3月25日条例第12号

平成8年3月26日条例第86号

平成12年3月15日条例第17号

平成15年3月4日条例第6号

平成16年3月26日条例第8号

平成19年3月2日条例第1号

平成20年12月25日条例第36号

平成23年3月25日条例第6号

印西市中小企業資金融資条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）に基づき、千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証により、金融機関を通じて中小企業者に対し事業に要する資金の融資を行い、もって市内中小企業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 法第2条第1項に規定するもののうち、市内に店舗、工場、事務所、営業所等を有する法人及び個人をいう。
- (2) 小規模企業者 前号に規定する者のうち、法第2条第2項に規定するものをいう。
- (3) 設備資金 事業の経営上必要とする資金であって、店舗、工場等の建物又は設備の新設又は改造に要する資金をいう。
- (4) 運転資金 事業の経営上必要とする資金であって、仕入れ又は手形若しくは買掛金の決済等に要する資金をいう。
- (5) 特別小口事業資金 小規模企業者が事業の経営上必要とする資金であって、保証協会の定める特別小口制度に該当する資金をいう。

(融資の要件)

第3条 本資金の融資を受ける中小企業者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 適切かつ確実な事業計画を有し、かつ、経営能力を備えていること。
- (2) 市内に店舗、工場、事務所、営業所等を有し、独立して事業を営む者であること。
- (3) 市内で1年以上同一事業を営み、かつ、市民税又は固定資産税を課せられている者で市税を完納しているものであること。

- (4) 連帯保証人を付し、又は担保を提供することができること。ただし、保証協会が不要であると認めた場合は、この限りでない。

(融資額)

第4条 融資額は、1企業者につきそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設備資金 1,500万円以内
- (2) 運転資金 1,000万円以内
- (3) 特別小口事業資金 500万円以内

(融資期間)

第5条 融資期間は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設備資金 7年以内
- (2) 運転資金 5年以内
- (3) 特別小口事業資金 5年以内

(取扱金融機関)

第6条 本資金の取扱金融機関は、市長が別にこれを定める。

(連帯保証人)

第7条 連帯保証人は、次の要件を備えたものでなければならない。

- (1) 県内に居住し、独立の生計を営んでいること。
 - (2) 保証能力を有しており、かつ、市町村民税又は固定資産税を課せられている者で市町村民税を完納しているものであること。
 - (3) この条例により、現に融資を受けていないこと。
 - (4) この条例により、現に融資を受けている者の連帯保証人となっていないこと。
- 2 連帯保証人が死亡し、若しくは住所が不明となり、又は前項の資格要件を欠いたときは、申込者は遅滞なく新たな連帯保証人を届け出なければならない。

(申請及び決定)

第8条 事業資金の融資を受けようとする中小企業者は、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、保証協会の保証決定に基づき、融資の可否を決定するものとする。

(利子補給)

第9条 市は、申込者がこの条例の規定による資金を取扱金融機関から借り入れた場合には、年利2パーセントの利子を補給する。

(償還)

第10条 この条例により資金の融資を受けた申込者は、融資期間満了までに遅延なく全額を返還するものとする。

(資金の返還等)

第11条 市長は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、融資をした資金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 資金を目的外に使用したとき。

- (2) 偽り又は不正な手段で融資を受けたとき。
- (3) 資金の償還を怠ったとき。
- (4) 第3条に掲げる要件を欠くこととなったとき。

(損失の補償)

第12条 この条例に基づく融資について、保証協会が申込者に代わってその債務を弁済したときは、市は当該弁済額の20パーセントに相当する額の範囲内において保証協会に対し補償するものとする。

(委員会の設置)

第13条 市長は、中小企業者に対する資金の融資の適正な運営を図るため、印西市中小企業資金融資運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第14条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 市商工会役員又は職員 2人以内
- (2) 取扱金融機関代表 2人以内
- (3) 知識経験を有する者 3人以内

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密の保持)

第16条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(規則への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年9月13日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年3月26日条例第14号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月25日条例第12号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月26日条例第86号）

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の印西町中小企業資金融資条例の規定によりされた承認は、この条例による改正後の印西市中小企業資金融資条例の相当規定によりされた承認とみなす。

附 則（平成12年3月15日条例第17号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行期日前に申込みがあった設備資金及び運転資金の貸付については、この条例による改正後の印西市中小企業資金融資条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成15年3月4日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行期日前の貸付については、この条例による改正後の印西市中小企業資金融資条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成16年3月26日条例第8号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月2日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の印西市中小企業資金融資条例の規定は、施行の日(以下「施行日」という。)以後に申込みのあった資金の融資及び利子補給について適用し、施行日前に改正前の印西市中小企業資金融資条例の規定により申込みのあった資金の貸付け及び利子補給については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年12月25日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の印西市中小企業資金融資条例の規定により印西市中小企業資金融資運営委員会の委員として新たに委嘱された者の任期は、この条例の施行の際現に委員である者の残任期間に相当する期間とする。

附 則 (平成23年3月25日条例第6号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

改正

平成13年 3 月 29日規則第16号

平成15年 4 月 16日規則第23号

平成16年 3 月 29日規則第15号

平成19年 3 月 29日規則第31号

平成22年 3 月 17日規則第32号

印西市中小企業資金融資条例施行規則

印西市中小企業資金融資条例施行規則（昭和47年規則第 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、印西市中小企業資金融資条例（昭和47年条例第 9 号以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（融資手続等）

第 2 条 条例第 8 条の規定により本資金の融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、印西市中小企業資金融資申込書（別記第 1 号様式。以下「申込書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1） 千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が定める書類

（2） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、申込書を受理したときは、申込要件等を調査するとともに、保証協会及び取扱金融機関に送付するものとする。

（融資の決定等）

第 3 条 市長は、前条第 2 項に規定する調査及び保証協会の保証決定に基づき印西市中小企業資金融資運営委員会（以下「委員会」という。）の諮問に付し、融資の可否を決定し、印西市中小企業資金融資決定（却下）通知書（別記第 2 号様式）により申込者に通知するものとする。ただし、融資申込金額が500万円以下の場合は、委員会に諮問しないで融資の可否を決定することができるものとする。

（融資状況の報告）

第 4 条 取扱金融機関は、融資の状況について、融資後速やかに印西市中小企業資金融資状況報告書（別記第 3 号様式）により市長に報告するものとする。

（融資利率及び信用保証料）

第 5 条 市長は、取扱金融機関と協議の上融資利率を定めるものとする。

2 保証協会の信用保証に対する保証料は、申込者が負担するものとする。

（取扱金融機関）

第 6 条 条例第 6 条に規定する市長が指定する取扱金融機関は、次に掲げるとおりとする。

（1） 千葉銀行

- (2) 京葉銀行
 - (3) 千葉信用金庫
 - (4) 千葉興業銀行
- (利子補給)

第7条 条例第9条の規定により市が利子補給する額（以下「利子補給金」という。）は、毎年1月1日から12月31日までの返済実績に応じ、支払利子と同様の方法で算出した額とする。ただし、融資期間を経過した貸付金については、利子補給をしない。

(手続の委任)

第8条 利子補給金の交付を受けようとする者は、その申請、請求及び交付手続について取扱金融機関に委任して行うこととし、委任状（別記第4号様式）を取扱金融機関を経由して市長に提出しなければならない。

(交付申請)

第9条 前条の規定により委任を受けた取扱金融機関は、毎年印西市中小企業資金融資利子補給金交付申請書（別記第5号様式。以下「申請書」という。）に印西市中小企業資金融資利子補給金計算書（別記第6号様式。以下「計算書」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

(確定)

第10条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し適当と認めたときは、速やかに利子補給金の交付を決定し、交付すべき利子補給金の額を確定して印西市中小企業資金融資利子補給金確定通知書（別記第7号様式）により取扱金融機関に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 前条の規定により通知を受けた取扱金融機関は、直ちに印西市中小企業資金融資利子補給金交付請求書（別記第8号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付)

第12条 市長は、前条の規定する請求書を受理したときは、速やかに利子補給金を取扱金融機関に交付するものとする。

2 前項の規定により利子補給金の交付を受けた取扱金融機関は、利子補給金を本人の指定した口座に振り込まなければならない。

3 取扱金融機関は、前項の振り込みが完了したときは、直ちに印西市中小企業資金融資利子補給金振込完了報告書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(委員長等)

第13条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第14条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、環境経済部経済政策課において処理する。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月29日規則第16号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月16日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の印西市中小企業資金融資条例施行規則の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請のあった資金の融資及び利子補給について適用し、施行日前に改正前の印西市中小企業資金融資条例施行規則の規定により申請のあった資金の貸付け及び利子補給については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月17日規則第32号)

この規則は、平成22年3月23日から施行する。